

議案第六十七号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和五年八月二十一日

港区教育委員会

令和5年8月21日
教育委員会議案資料 No. 5

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則（案）

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「教育委員会が別に定める障害を有する」を「次に掲げる」に、「障害の特性」を「職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 教育委員会が別に定める障害を有する職員
 - 二 育児又は介護と職務との両立を支援する必要があると教育委員会が認める職員
 - 三 前二号に掲げる職員のほか、教育委員会が特に配慮が必要と認める事情がある職員
- 第五条の三第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 条例第七条第三項の必要な休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間を上限とする。
- 一 前項第一号に掲げる職員 一時間
 - 二 前項第二号及び第三号に掲げる職員 三時間

付 則

この規則は、令和五年九月一日から施行する。

		港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表
		改正案
4 3 2	<p>(前略)</p> <p>第五条の三 条例第七条第三項の職員の健康及び福祉を考慮して必要がある<u>と認める場合は、常時勤務を要する職員のうち、次に掲げる職員から申請があり、当該職員への配慮が必要と認められる場合とする。</u></p> <p>一 教育委員会が別に定める障害を有する職員</p> <p>二 育児又は介護と職務との両立を支援する必要があると教育委員会が認める職員</p> <p>三 前二号に掲げる職員のほか、教育委員会が特に配慮が必要と認める事情がある職員</p> <p>2 条例第七条第三項の必要な休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間を上限とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 一時間</p> <p>二 前項第二号及び第三号に掲げる職員 三時間</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>第五条の三 条例第七条第三項の職員の健康及び福祉を考慮して必要がある<u>と認める場合は、常時勤務を要する職員のうち、教育委員会</u>が別に定める障害を有する職員から申請があり、当該障害の特性への配慮が必要と認められる場合とする。</p>
3 2	<p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>現行</p>

5| 教育委員会は、第三項の申請に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

(後略)

付則

この規則は、令和五年九月一日から施行する。

4| 教育委員会は、第二項の申請に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。

(後略)

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

審議内容

育児又は介護を行う職員が、職務・職責を果たし、成果を上げたいという勤労意欲と自律性に応えるとともに、多様な働き方による仕事と家庭の両立支援の更なる推進を目的として、テレワーク時における弾力的な休憩時間の運用を試行実施します。

育児又は介護を行う職員のテレワーク時における弾力的な休憩時間の運用の試行実施に伴い、「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」（以下「勤務時間規則」と言います。）を一部改正します。

なお、区長部局においても同様の規則改正を行います。

1 育児又は介護を行う職員のテレワーク時における弾力的な休憩時間の内容

(1) 対象者

育児又は介護を行う職員

(2) 弾力的な休憩時間

職員は、原則の休憩時間（1時間）に加え、園長の承認を得て任意の時間帯に休憩時間を追加できます。

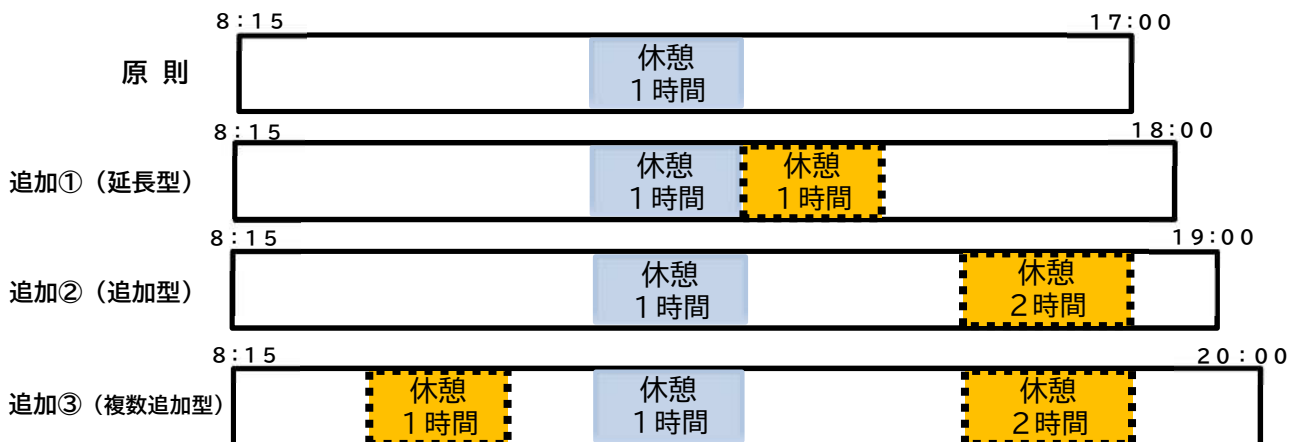
ア 休憩時間の追加単位は「1時間」、追加可能な回数は「午前1回、午後1回」、追加可能な時間（合計）は「1日3時間を上限」とします。

イ 1日テレワークを実施する日を対象とします。

ウ 休憩時間を追加できる事由は、小学校6年生までの子又は要介護者に係る所要の対応とします。

（例）保育園・施設の送迎、予防接種、定期健診、通院、自治体・学校等の各種手続、授業参観、保護者会、要介護者の食事の準備

【イメージ図】



2 改正の内容

現行の勤務時間規則第5条の3では、障害を有する職員を対象に障害の特性に配慮が必要と認められる場合に必要な休憩時間を与えることができるとしています。

その対象に「育児又は介護と職務との両立を支援する必要があると教育委員会が認める職員」を追加します。

3 施行期日(試行実施)

令和5年9月1日

4 その他

試行実施を経て、対象者の範囲、休憩時間を追加できる事由、追加する休憩時間数等の運用を改めて整理し、本格実施（令和6年4月1日を予定）に移行します。